

平成24年度 医療に関する税制に対する意見(項目)

平成23年8月
日本医師会

(「重点」の記載があるものは、「平成24年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

医業経営

重点 ・ 消費税対策

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

重点 ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。

重点 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。

医療法改正に伴う経過措置

重点 ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

- 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

医療法人に相続税第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

勤務環境

- ・ 事業所内託児所の固定資産税等軽減。
- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。

- 重点**
- ・ 「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置を講ずること。
 - ・ 5疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。

患者健康予防

- 重点**
- ・ がん検診・予防接種への医療費控除適用。

- 重点**
- ・ たばこ税の税率引き上げ。

少子化

- ・ 産科医療対策

分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。

分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。

分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

社会医療法人

- 重点**
- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。
 - ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。

医療施設・設備

- 重点**
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
 - ・ 転換型老健の固定資産税等減免。
 - ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- 重点**
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

その他

- 重点** ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
- ・ 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。
 - ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。
 - ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。
- 重点** ・ 人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。
- 重点** ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
- (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。